

水戸市障害者に対する合理的配慮支援補助金

【申請要領】

水戸市では、障害のある人もない人も分け隔てられることなく理解し合い、お互い一人一人を尊重し合って安心して暮らすことができる地域社会づくりを目的として、事業者等が障害のある人等に必要な合理的配慮を行うためにかかる費用を補助します。

※ 合理的配慮とは

障害のある人が困っている場面において、障害のない人と同じ権利を行使できるようにするために、本人の意思を尊重しながら、負担が重すぎない範囲で適切な措置を講じることです。

【補助対象経費】

補助対象経費	摘要	補助率	補助金の上限額
意思疎通支援用品の購入・作成	<ul style="list-style-type: none">・筆談ボード・点字で作成したメニュー・チラシの音訳・コミュニケーション支援ボード など	100%	50,000 円
利用環境整備を目的とした用品の購入及び工事の施工	<ul style="list-style-type: none">・折り畳み式スロープ・スロープ設置・点字ブロック等の敷設 など	50%	100,000 円
障害のある方の読み書きを補助する用品	<ul style="list-style-type: none">・拡大読書器 など		

1 補助対象者

要項に定める条件を満たす方

- (1) 水戸市内で、飲食、物販、医療など、不特定多数の方が利用するサービスの提供を行っている事業者等であること
- (2) 水戸市内に事務所又は事業所等を有していること

2 対象経費

要項の別表に定める経費であり、次の要件を満たすものとします。

- (1) 申請時において事業に着手していないこと。
なお、「事業の着手」とは、物品の購入等については、納品等とし、工事の施工については、杭打ち等とします。
- (2) 補助申請の年度内に事業が完了すること

3 申請件数等

同一法人・事業者の申請は、要項の別表に定める対象経費の区分ごとに1回（件）の申請に限ります。

また、国や都道府県、市町村から、すでに補助を受けている案件は、対象外となります。

4 申請から補助までの流れ

申請から補助までの流れは、次のとおりとなります。

- (1) 申請書（様式第1号）に、必要な添付書類等を添えて、提出してください。
（必要な添付書類）
 - ・意思疎通支援用品の作成：見積書、仕様書
 - ・物品（意思疎通支援用品含む）の購入：見積書、物品のカタログ等の写し
 - ・工事の施工：見積書、図面、工事計画書
- (2) 申請が採択された場合には、市から決定通知書（様式第2号）が送付されます。
- (3) 決定通知書の交付後に、事業に着手してください。
- (4) 事業が完了したら、実績報告書（様式第5号）に必要な添付書類等を添えて提出してください。提出期限は、事業完了後30日以内です。
（必要な添付書類）
 - ・意思疎通支援用品の作成：領収書等の写し
 - ・物品（意思疎通支援用品含む）の購入：領収書等の写し
 - ・工事の施工：工事契約書・領収書等の写し、工事着工前及び竣工後の現場写真、工事内訳書
- (5) 実績報告が適当であると審査された際には、市より補助金額確定通知書（様式第6号）が送付されます。
- (6) 補助金額確定通知書に基づき、補助金請求書（様式第7号）を作成し、市に補助金の交付を請求してください。
- (7) 補助金請求書による請求に対して、市から補助金が交付されます。

5 お問合せ先

〒310-8610 水戸市中央1-4-1

水戸市保健福祉部 障害福祉課 給付係

電話：029-232-9173 FAX：029-221-4447